

<日本図書館協会 図書館学教育部会>



図書館法改正をめぐって

平成20年4月26日

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課企画官

栗原 祐司



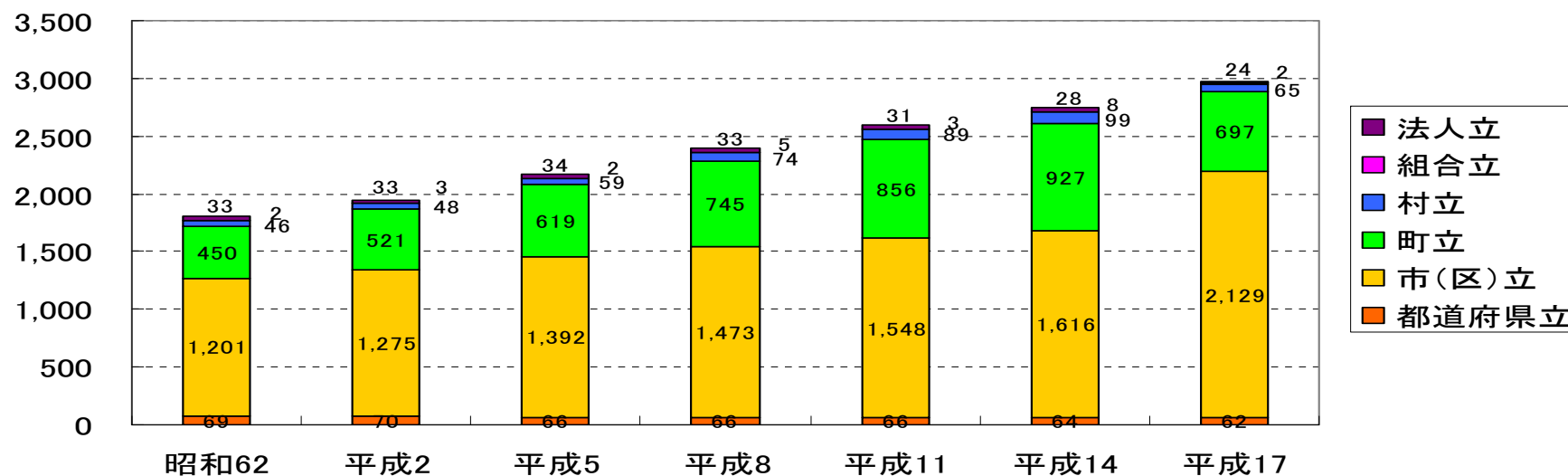
図書館法

- 昭和25年制定
- 戦前は、明治32年図書館令制定
明治39年司書の制度化
- 社会教育法に基づき、公共図書館（公立図書館、私立図書館）について規定

※昭和22年度末当時の図書館総数は1,549館。
（都道府県立65、市立164、町立344、村立805、
組合立5、私立166）

図書館数

図書館数は、年々増加しており、平成17年度には約3,000館となっている。

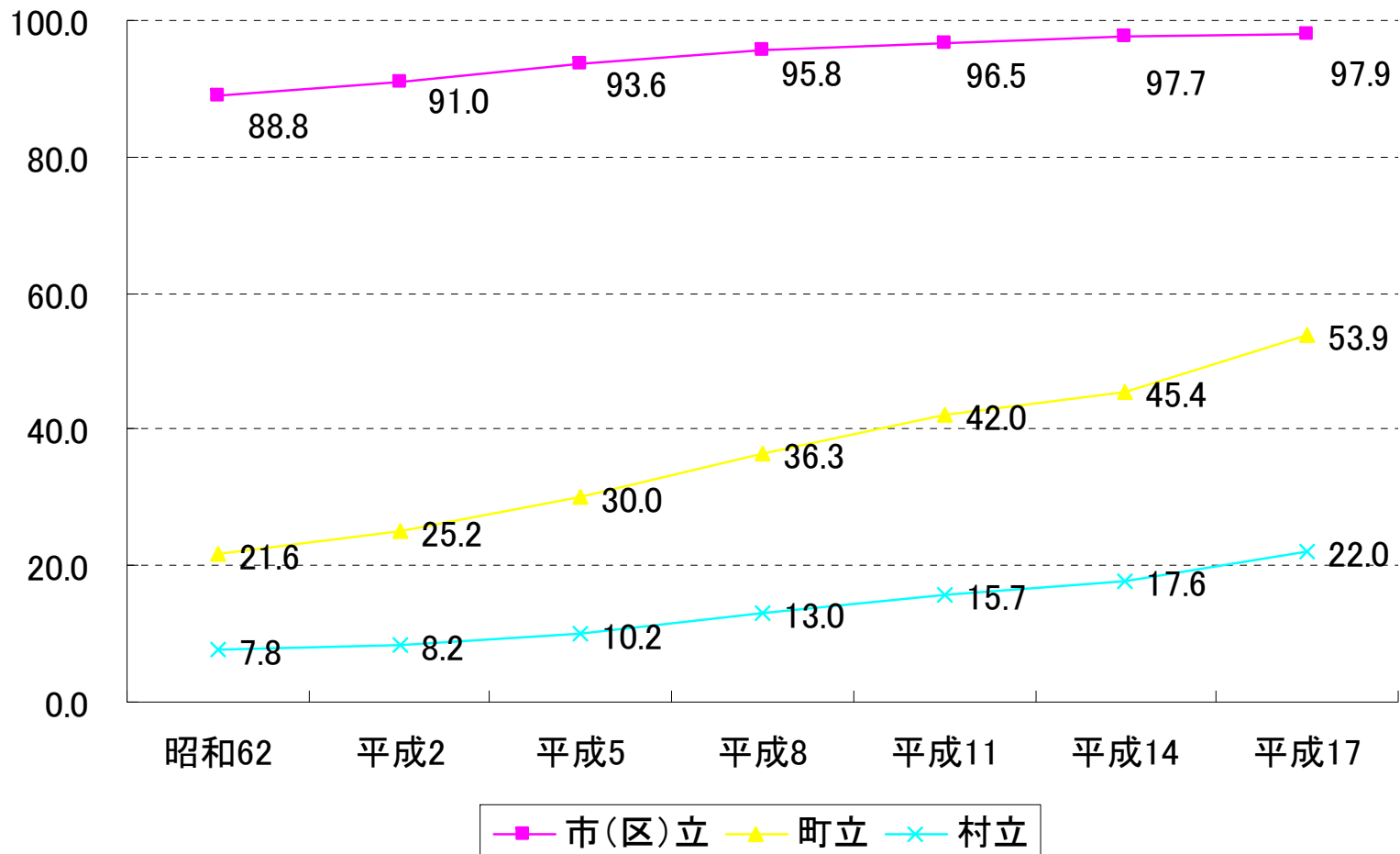


	昭和62	平成2	平成5	平成8	平成11	平成14	平成17	(単位:館)
都道府県立	69	70	66	66	66	64	62	
市(区)立	1,201	1,275	1,392	1,473	1,548	1,616	2,129	
町立	450	521	619	745	856	927	697	
村立	46	48	59	74	89	99	65	
組合立	2	3	2	5	3	8	2	
法人立	33	33	34	33	31	28	24	
合計	1,801	1,950	2,172	2,396	2,593	2,742	2,979	
(公立図書館数)	(1,768)	(1,917)	(2,138)	(2,363)	(2,562)	(2,714)	(2,955)	

図書館の設置率

市(区)では、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているが、町立では約5割、村立では約2割にとどまっている。

(単位: %)



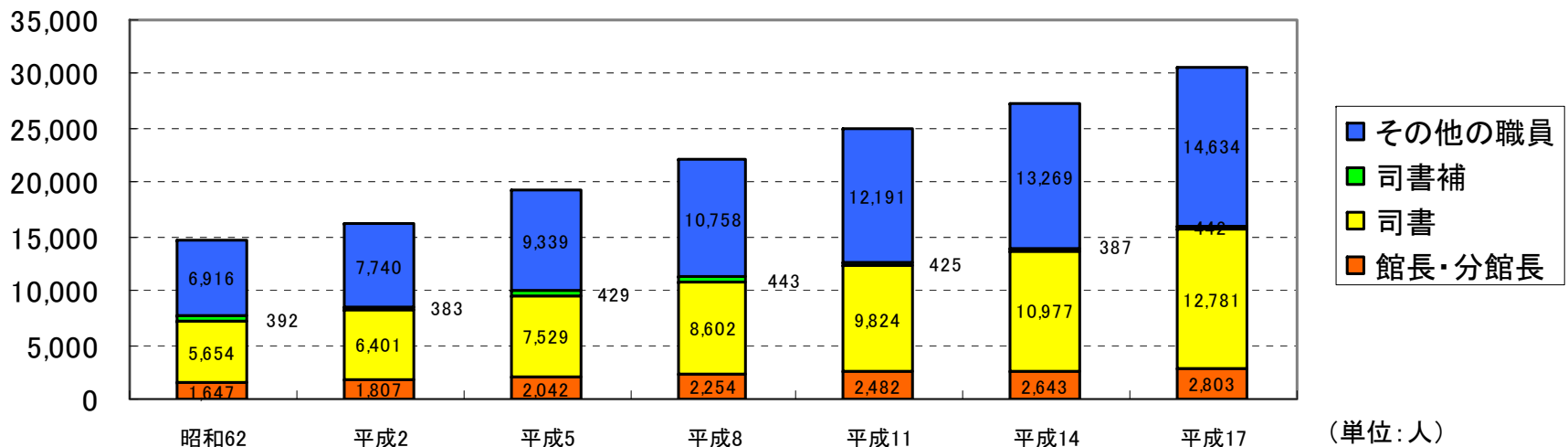
G7各国の状況

我が国の人口10万人当たりの図書館数は約2.3館で、G7各国の中で最下位である。

国名	調査年	人口(万人)	図書館数	10万人当図書館数	年間貸出点数(万点)	人口当貸出数(点)
ドイツ	1998	8,209	12,134	14.78	32,456	3.95
カナダ	1995	3,049	3,672	12.04	20,320	6.66
イギリス	1998	5,874	4,630	7.88	57,339	9.76
アメリカ合衆国	1995	27,620	15,946	5.77	169,342	6.13
フランス	1997	5,890	2,577	4.38	8,556	1.45
イタリア	1997	5,730	2,155	3.76	25,796	4.50
日本	2005	12,682	2,931	2.31	61,684	4.86
(参考)フィンランド	1999	517	1,151	22.26	9,927	19.2

図書館の職員数

○ 図書館の職員数は、平成17年度には約31,000人となっており、1館当たり平均約10.3人。
 ○ 専門的職員である司書は、1館当たり平均約4.3人のみの配置。また、専任職員は減少傾向にある。



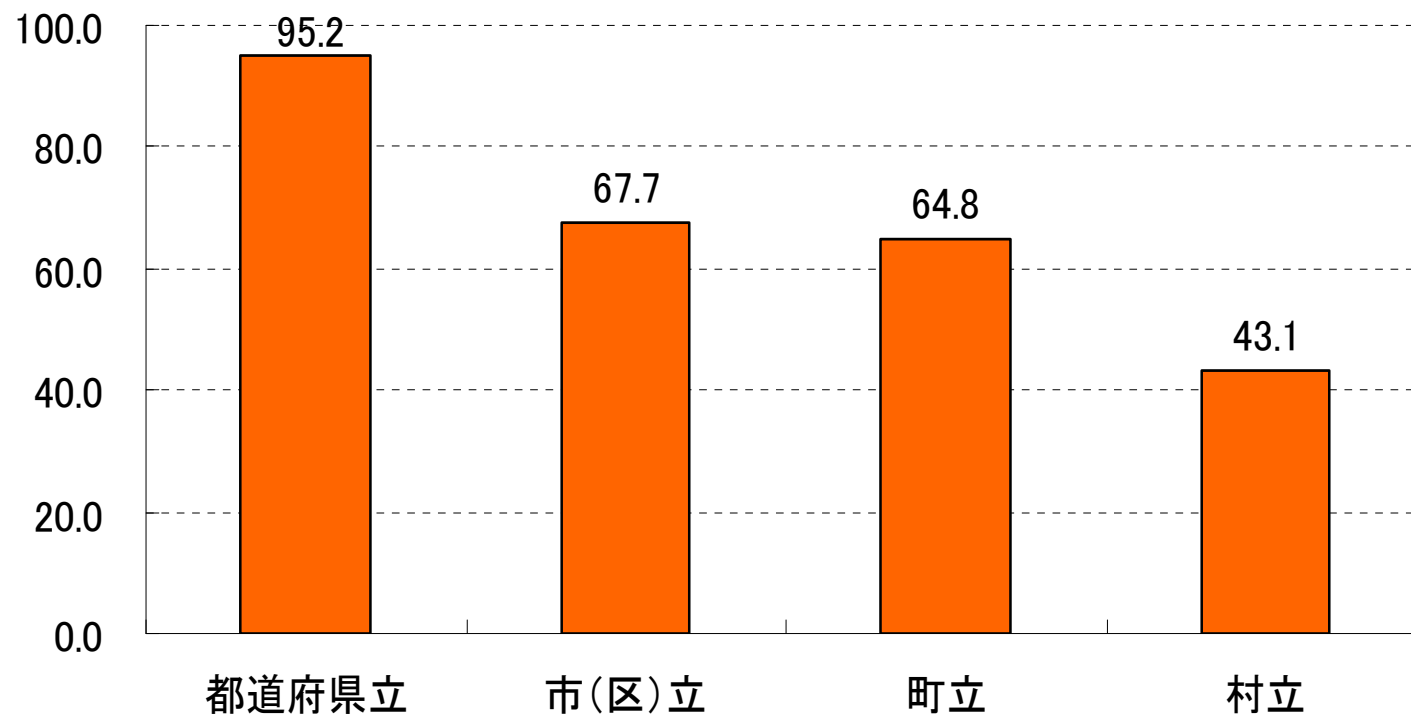
	昭和62	平成2	平成5	平成8	平成11	平成14	平成17
館長・分館長 (うち専任職員数)	1,647 (949)	1,807 (1,050)	2,042 (1,188)	2,254 (1,278)	2,482 (1,380)	2,643 (1,417)	2,803 (1,434)
司書 (うち専任職員数)	5,654 (5,237)	6,401 (5,773)	7,529 (6,528)	8,602 (7,058)	9,824 (7,386)	10,977 (7,317)	12,781 (6,957)
司書補 (うち専任職員数)	392 (359)	383 (345)	429 (364)	443 (370)	425 (313)	387 (253)	442 (237)
その他の職員 (うち専任職員数)	6,916 (5,458)	7,740 (5,929)	9,339 (6,364)	10,758 (7,048)	12,191 (7,106)	13,269 (7,303)	14,634 (6,654)
合計 (うち専任職員数)	14,609 (12,003)	16,331 (13,097)	19,339 (14,444)	22,057 (15,754)	24,922 (16,185)	27,276 (16,290)	30,660 (15,282)

専任の司書の配置率

専任の司書が配置されている図書館(分館も含む。)は、市(区)立、町立では6割台、村立では4割台にとどまる。

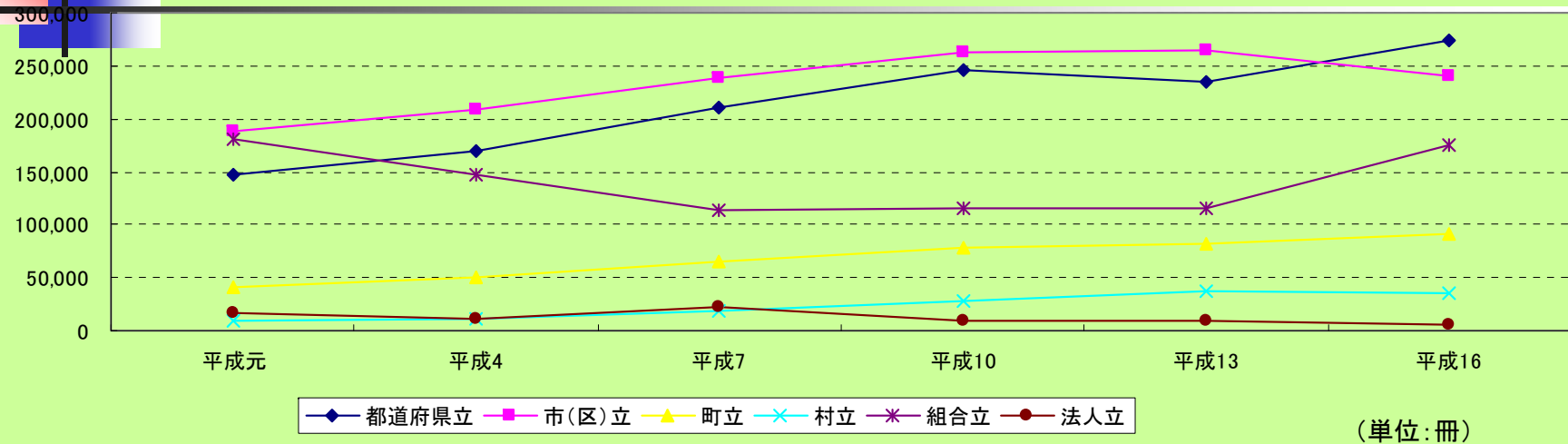
専任の司書が配置されている図書館の割合

(単位:%)



図書館1館当たりの貸出冊数

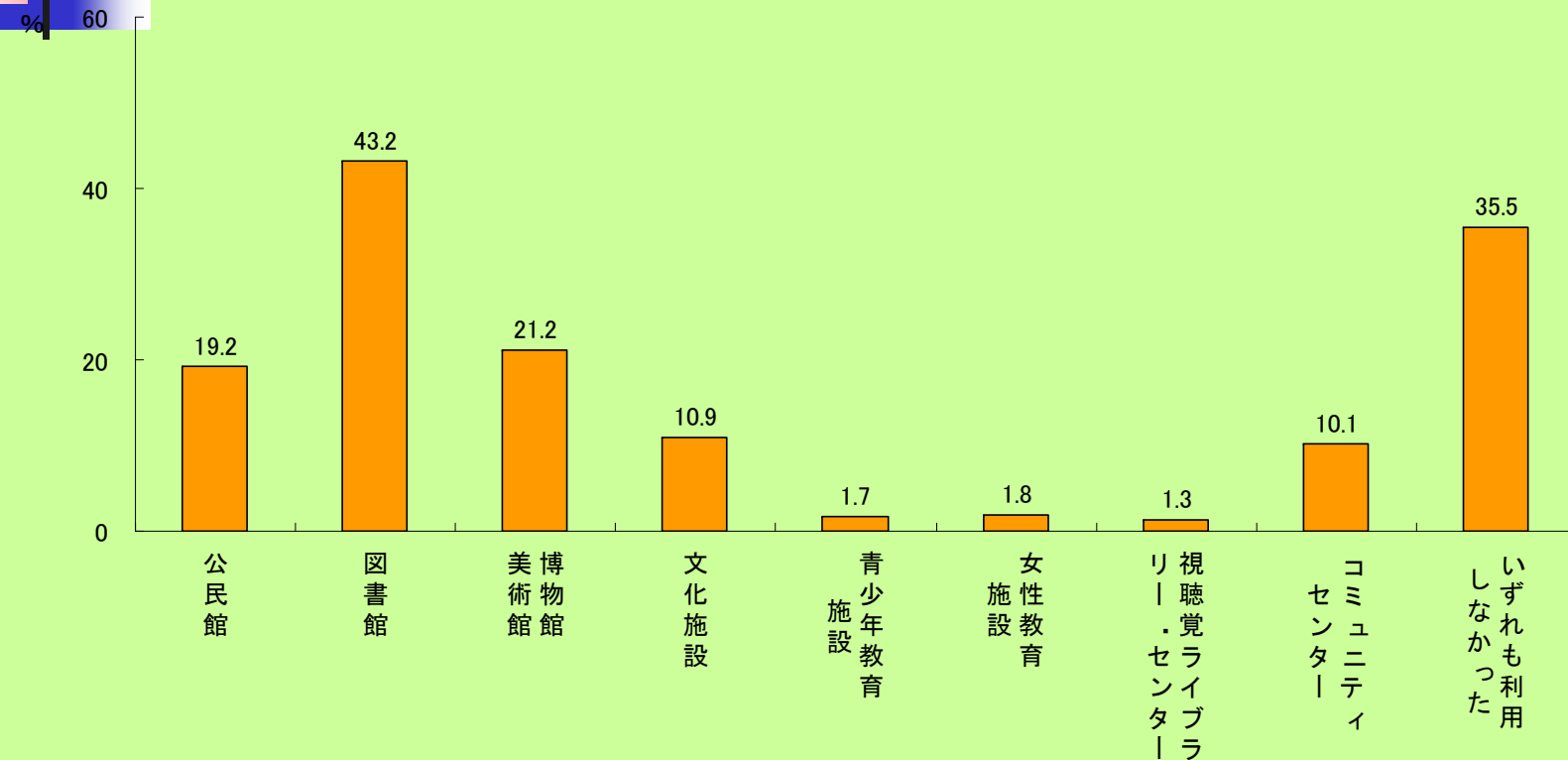
図書館1館当たりの貸出冊数は、全体的に、年々増加傾向となっている。



	平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16
都道府県立	147,453	169,310	211,028	245,957	234,286	273,988
市(区)立	187,455	208,724	238,045	262,637	265,180	239,754
町立	41,008	50,985	65,202	78,290	82,819	91,375
村立	8,422	10,757	17,885	27,539	36,397	35,414
組合立	181,595	146,858	113,352	116,318	116,318	174,559
法人立	17,135	11,320	21,567	10,192	9,181	6,280

生涯学習施設等の利用状況

図書館は、他の生涯学習施設と比べて利用率が高い。



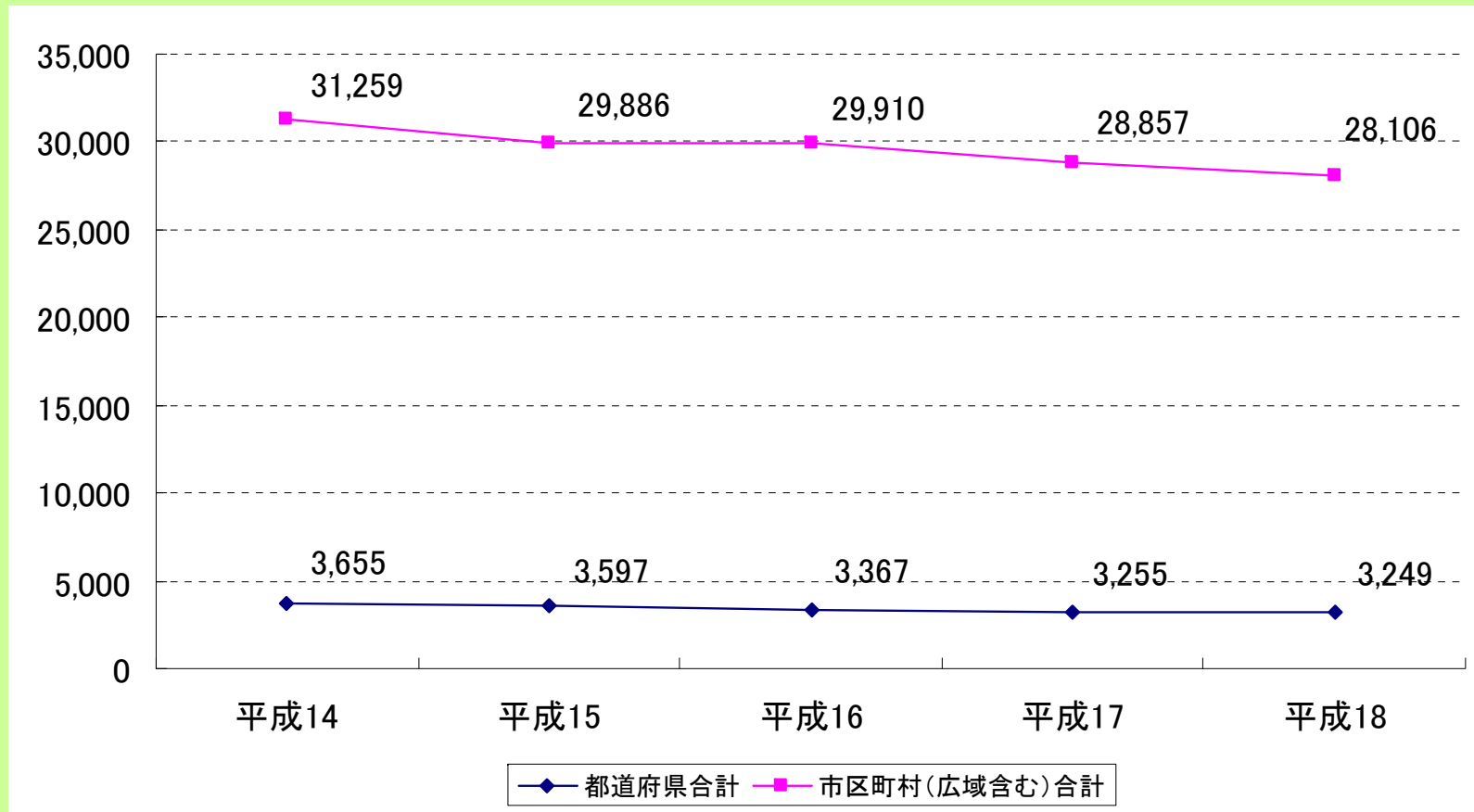
※ 「いずれも利用しなかった」は、上のグラフにある施設のほか、福祉施設や民間のカルチャーセンター、スポーツクラブなども含め、「いずれも利用しなかった」者がサンプルに占める割合

※ 平成17年2月～7月の6か月間の利用状況

図書館資料費予算額

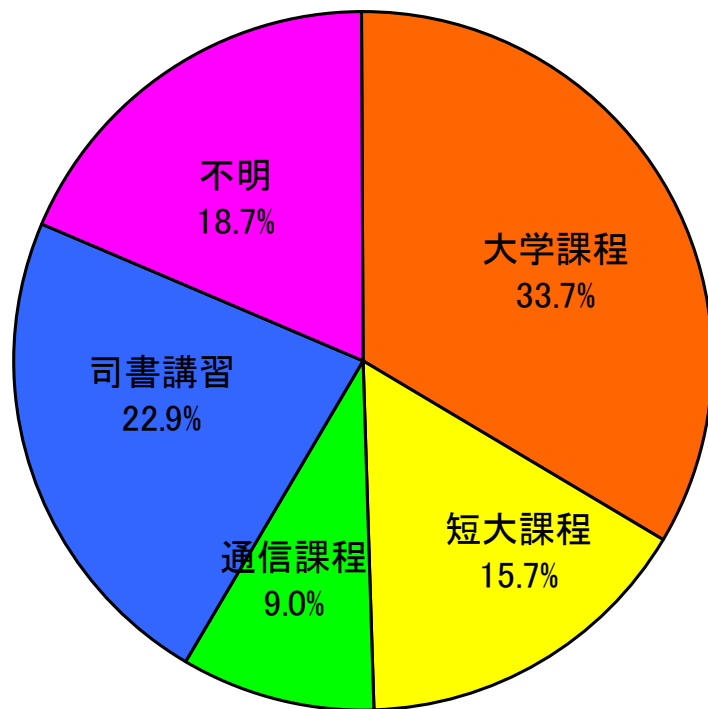
資料費予算額は、年々減少傾向となっており、平成18年度では、都道府県立では総額約32億円、市区町村立では総額約281億円となっている。

(単位:百万円)



司書の資格取得方法

図書館の正職員の司書資格取得の方法は、大学(大学、短大、通信)における課程で取得した者が約6割となっている。



	全体	大学課程	短大課程	通信課程	司書講習	不明
人数	5,792	1,952	911	519	1,329	1,081
%	100.0	33.7	15.7	9.0	22.9	18.7

※都道府県・市区町村の中央館の正職員を対象とした調査

出典：図書館及び図書館司書の実態に関する調査研究報告書(平成15年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

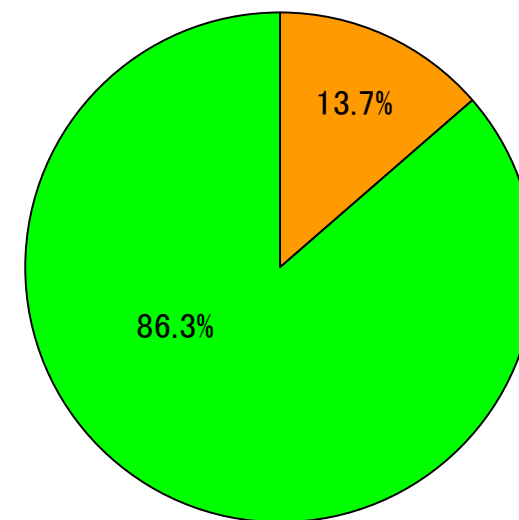
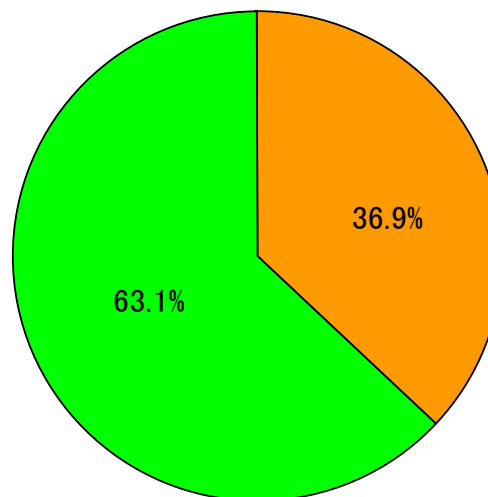
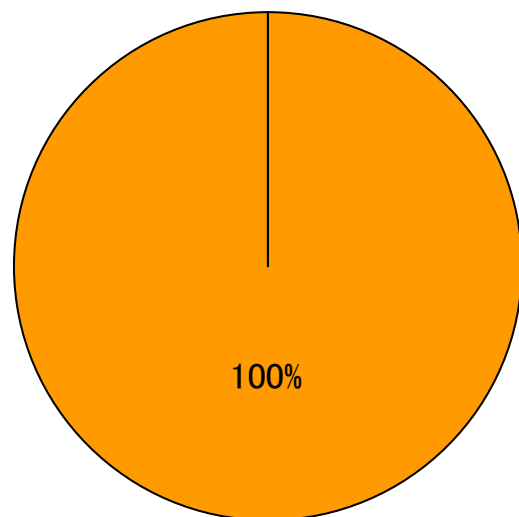
図書館職員の研修の実施状況(H17)

図書館職員の研修は、市区では約6割、町村では約9割で行われていない。

都道府県(47)

市区(772)

町村(525)



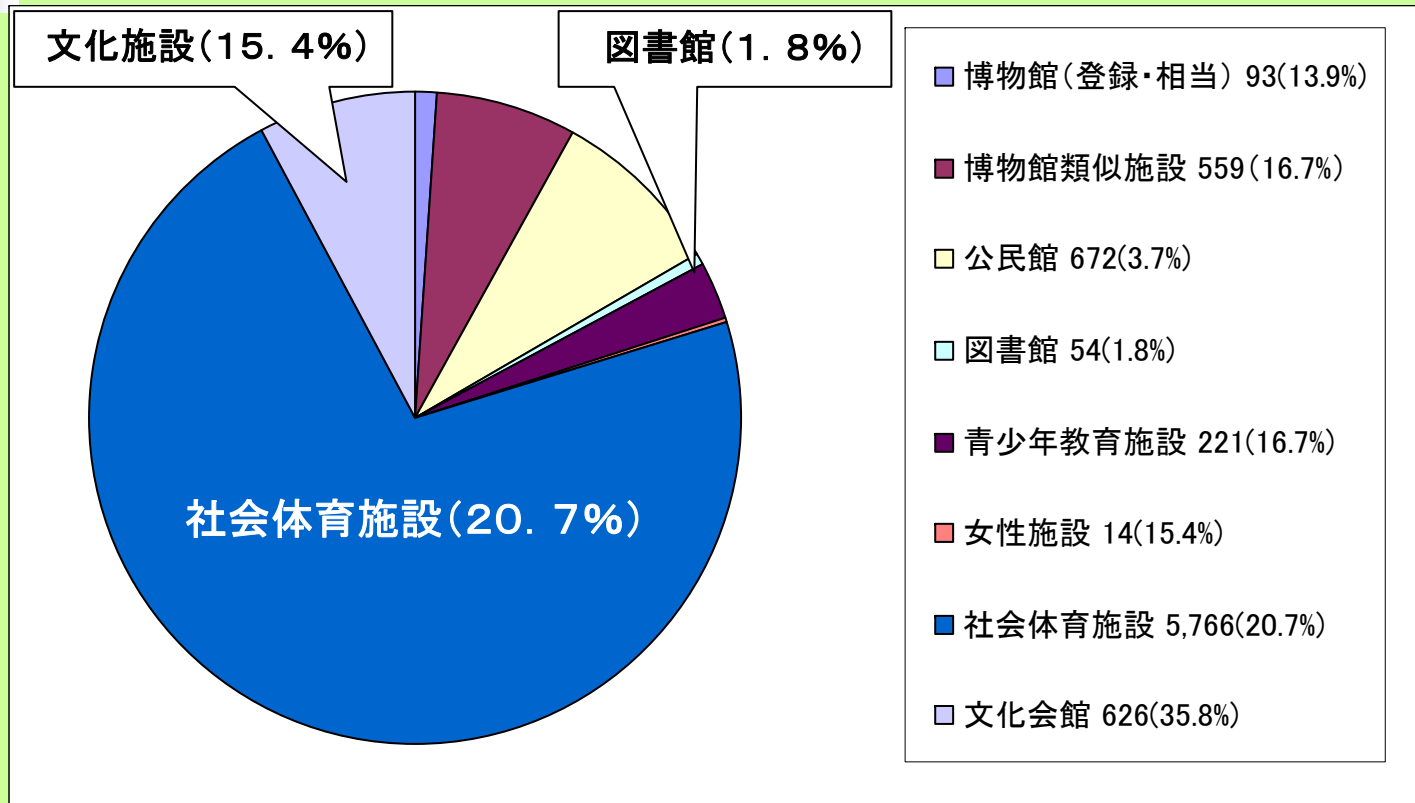
■ 実施している ■ 実施していない

出典: 公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書

平成19年3月 (全国公共図書館協議会)

社会教育施設における指定管理者導入状況

図書館では1.8%と、社会教育施設の中で指定管理者が一番導入されていない。



(注) ()は、公立の各施設に占める指定管理者の導入されている割合

社会教育施設全体 8,005館／56,111館(14.3%)

(平成17年度 社会教育調査) 13



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第3条 (図書館奉仕)

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム
の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料
その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によつては認識することができない方式で
作られた記録をいう。)を含む。)を収集し、一般公衆の利用
に供すること。

「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」

(平成10年10月27日 生涯学習審議会社会教育分科会計画部会
図書館専門委員会 報告)

図書館法第17条は、「公立図書館は、入館料その他**図書館資料**の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定している。この対価不徴収は、図書館が地域住民の情報や知識の入手など最低限の文化的基盤を保障するという原則の尊重から来ているものである。

ここにいう**図書館資料**とは、図書館法第3条及び平成4年5月の生涯学習審議会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」などを勘案すれば、通常、図書館によって主体的に選択、収集、整理、保存され、地域住民の利用に供されている資料を指すと考えられる。したがって、**図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第17条にいう「図書館資料の利用」には当たらないと考えるのが妥当である。**



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第3条 (図書館奉仕)

八 社会教育における学習の機会を利用して
行つた学習の成果を活用して行う教育活動
その他の活動の機会を提供し、及びその提
供を奨励すること。



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第5条 (司書及び司書補の資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第5条 (司書及び司書補の資格)

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したものの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校
の附属図書館における職で司書補の職に相当する
もの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会
教育施設における職で社会教育主事、学芸員その
他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大
臣が指定するもの



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第5条 (司書及び司書補の資格)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第7条 (司書及び司書補の研修)

文部科学大臣及び都道府県の教育委員会
は、司書及び司書補に対し、その資質の向上
のために必要な研修を行うよう努めるものと
する。



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第7条の2 (設置及び運営上望ましい基準)

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第7条の3 (運営の状況に関する評価等)

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第7条の4 (運営の状況に関する情報の提供)

図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該 図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。



図書館法改正案(2月29日閣議決定)

第14条 (図書館協議会)

公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第15条

図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条

図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。



図書館法改正の意義

- 今回の図書館法改正は、およそ半世紀ぶりの改正であることに意義があり、新しい時代の図書館制度の構築に向けた第一歩。
- 今後、引き続き、現場や関係者、関係団体が一丸となって、より望ましい図書館制度の充実にに向けた努力をしていくことが必要。

この数年間、わが図書館界は、この法のために、實に多くの討論をし、實に多くの交渉をし、海を越え、山を越えて、ここに辿り來ったのである。

勿論われわれは、未だ多くの夢をもっている。しかし、かゝるかたちに於て、一つの橋頭堡を、われらの永い文化の闘いに於て、かちえたことは、現段階の酷薄な情勢のなかにあっては、一つの前進であり、記念すべき、勝利への第一歩であると言うべきである。

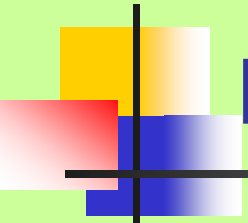
（中井正一「図書館法ついに通過せり」）

（『図書館雑誌』第44巻第4号）



今後の予定

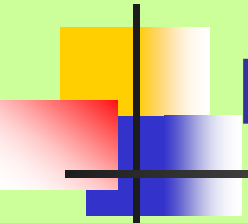
- 図書館法改正（今国会は6月15日まで）
 - 公布日施行
 - 条項ずれに伴う整備省令改正、職の指定に係る告示等
- 図書館法施行規則改正（年内を目標）
 - 大学で履修すべき科目・単位は、平成22年4月1日施行
- 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正（年度内を目標）



子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成20年3月11日閣議決定）

（数値目標が設定されているもの）

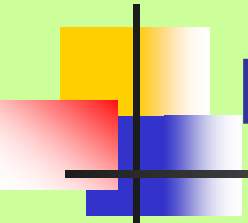
- 公立図書館に登録しているボランティアは、平成17年現在、約7万人いるが、希望者に読み聞かせ等の活動の場等に関する情報を提供したり、ボランティア養成のための研修を実施するなど諸条件の整備に努め、本計画期間中に**10万人**を目指すこと。



子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成20年3月11日閣議決定）

（数値目標が設定されているもの）

- ホームページについては、平成17年現在、全国の公立図書館の約56%で開設されているが、本計画期間中に本館数の**90%以上**の図書館で行われるよう促す。



子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月11日閣議決定)

(数値目標が設定されているもの)

○ 図書館の情報化

平成17年現在、来館者が利用できるコンピューターは、都道府県立図書館で96.8%、市(区)町村立図書館で87.0%設置されており、このうちインターネット接続コンピューターは、都道府県立図書館で79.0%、市(区)町村立図書館で51.3%となっている。また、オンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は、都道府県立図書館で96.8%、市(区)町村立図書館で77.0%となっている。

情報化の急速な進展に対応するため、各地方公共団体は、来館者用コンピューターの設置率及びオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率について、本計画期間中に**100%**を目指し、公立図書館の情報化に努める。